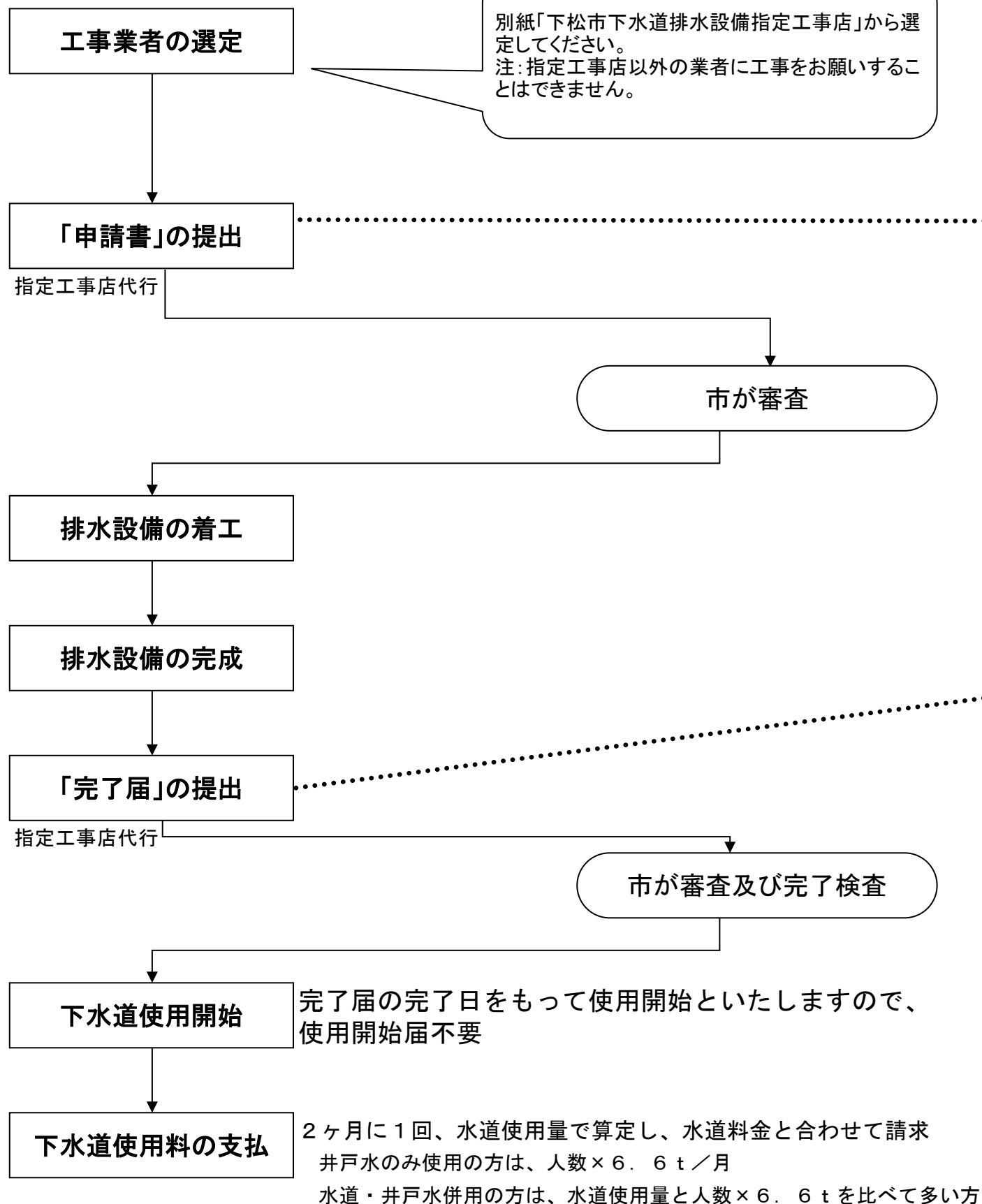


# 排水設備工事の手順

本管施工の翌年度から3年度内に実施してください。

別紙「下松市下水道排水設備指定工事店」から選定してください。  
注：指定工事店以外の業者に工事をお願いすることはできません。



## 水洗便所改造資金融資をご利用の方

市では、便所1箇所につき上限60万の融資をあっ旋し、利子を補給しています。(期限内に施工の方)  
**(取扱銀行：山口銀行下松・花岡支店)**

**水洗便所改造資金融資あっ旋申請** ※指定工事店取次ぎで確認申請と同時に提出

<市への提出書類>

- ①水洗便所改造資金融資あっ旋申請書
- ②工事見積書(融資対象の決定のため詳しいものを提出してください。)
- ③申請者…市税完納証明書(税務課)
- ④保証人…市県民税納税証明書(税務課)
- ⑤保証人…印鑑証明書(市民課)  
※保証人は原則下松市在住で、申請人と同一世帯でない方。  
※保証人が指定工事店の場合、④⑤は不要
- ⑥債務保証委託契約書(収入印紙200円貼付)

**融資あっ旋予定通知** 市から融資あっ旋予定通知書を送付  
(指定工事店経由、または申請者宛)

<市への提出書類>

- ①工事代金請求書の写しまたは精算書など内容のわかるもの

**融資あっ旋決定通知** 工事完了検査後、精算工事費による決定額で市から融資あっ旋決定通知書を送付

**取扱い銀行で借入申請** (毎月申込10日締め、23日融資金振込み)

※山口銀行下松支店もしくは花岡支店の口座が必要です。

<銀行への提出書類等> ※別途申し込み要領あり

- ①融資あっ旋決定通知書(下松市発行)
- ②借入申込書、借用証書、念書(銀行備え付け)
- ③借主の登録印及び印鑑証明書
- ④収入印紙(念書用、借用証書用)